

窓口キャッシュレス決済端末導入等業務公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

窓口における住民票や各種証明書発行手数料、施設使用料等の支払い手段にキャッシュレス決済を導入することにより市民サービスの向上を図るとともに、歳入に係る収納事務の負担軽減や事務効率化を図ることを目的とし、窓口へのキャッシュレス決済端末導入を実施する。

2 事業概要

(1)業務名 窓口キャッシュレス決済端末導入等業務

(2)業務内容 別紙仕様書のとおり

(3)履行期間

ア 窓口キャッシュレス決済端末導入業務

履行期間：契約締結日の翌日から令和7年11月25日まで

イ 窓口キャッシュレス決済端末運用保守業務

履行期間：令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

ウ キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務

履行期間：令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

※イ、ウに係る契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約である。

(4)契約限度額

ア 窓口キャッシュレス決済端末導入等業務：5,115,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

イ 窓口キャッシュレス決済端末運用保守業務：9,900,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

ウ キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務：3.5%(決済手数料)

(5)担当部署及び問合せ先

〒329-1392 さくら市氏家 2771 番地

さくら市総合政策部財政課デジタル戦略室情報システム係 担当：川井

電話：028-616-1300 FAX：028-681-2446

電子メール：zaisei@city.tochigi-sakura.lg.jp

3 提案限度額

(1)導入経費：5,115,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※導入経費とは機器費、設定構築費、研修・導入サポート費とする。

(2)運用保守経費：9,900,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※運用保守経費については、以下の経費について見積もること

①POSシステムの利用及び機器保守を含めた運用サポートに関する経費

②令和7年12月1日から令和12年11月30日までの間に必要な運用等経費

③その他提案において、上記分類に該当しない経費

なお、選考の際は、導入経費及び令和12年11月30日までの間に必要な運用保守経費の合計金

額を審査の対象とする。ただし、前述の期間までの契約を保証するものではない。

(3) 決済手数料率：3.5%

※決済種別ごとに加盟店手数料率を見積ること。

※決済手数料(指定納付受託事務)に関する契約は委託事業者または委託事業者が指名する事業者ごとに契約の交渉等を行うものとする。ただし、その契約を保証するものではない。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定するものに該当しないこと。
- (2) 会社更生法(昭和14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに該当する団体または団体に属するものではないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 2者以上の事業者による共同提案も可能とする。この場合、次のア、イの要件を満たすこと。
 - ア 共同提案を行う事業者(以下、「構成事業者」という。)のうち、1者を代表事業者に定め、市への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
 - イ すべての構成事業者は上記(1)～(4)の参加資格を満たしていること。

5 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和7年4月10日(木)
イ 質問書提出期限	令和7年4月18日(金)
ウ 質問に対する回答	令和7年4月22日(火)まで
エ 参加意向申出書の提出期限	令和7年4月28日(月)
オ 参加審査結果通知	令和7年5月2日(金)まで
カ 企画提案書の提出期限	令和7年5月12日(月)
キ プレゼンテーション審査	令和7年5月16日(金)
ク 審査結果の通知・公表	令和7年5月22日(木)まで
ケ 契約締結	令和7年6月上旬

(2) 質疑

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、以下のとおり問合せを行うこと。

ア 受付期限：令和7年4月18日(金)午後5時まで

イ 質疑方法：質問書(様式1)に質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、他の方法による質問書は受け付けない。

(3) 質疑の回答

ア 回答期日：令和7年4月22日(火)

イ 回答方法：さくら市ホームページに掲載する。

(4) 参加意向申出書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提出書類の様式等は市のホームページに掲載する。

ア 提出書類：(A)参加意向申出書(様式 2-1)

(B)企業概要(様式 2-2)

(C)企業状況表(様式 2-3)

(D)商業登記の登記事項証明書又は商業登記簿謄本

(E)税務署で発行する法人税・消費税に未納がないことを示す納税証明書

(F)さくら市税務課で発行する全税目の完納証明書(さくら市に納税義務を有するものに限る)

※共同提案を行う場合、すべての構成事業者の(B)～(F)の書類を提出すること。

※令和 7・8 年度さくら市物品納入等入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出書類のうち(D)～(F)を省略することができる。

イ 提出期限：令和 7 年 4 月 28 日(月)午後 5 時まで

※郵送の場合は提出期限当日必着のこと。提出期間を過ぎた書類の受理は一切行わない。

ウ 提出方法：持参または郵送(簡易書留郵便に限る。)

(5) 参加資格審査

参加意向申出書の提出資料に基づき参加資格の有無について審査する。

ア 結果通知期日：令和 7 年 5 月 2 日まで

イ 通知方法：郵送により通知する

(6) 提案辞退届の提出

参加意向申出書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

ア 提出書類：提案辞退届(様式 3)

イ 提出期限：令和 7 年 5 月 12 日(月)午後 5 時まで

ウ 提出方法：持参または郵送(簡易書留郵便に限る)

(7) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後に、さくら市プロポーザル企画提案書提出依頼通知により企画提案書の提出を求められたものは、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書作成し、以下の要領により提出すること。

ア 提出期限：令和 7 年 5 月 12 日(月)午後 5 時まで

提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法：持参または郵送(簡易書留郵便に限る)

ウ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(A)企画提案書提出届(様式 4)

(B)企業概要(様式 2-2)

(C)業務実績書(様式 5)

(D)企画提案書(任意様式)

(E)見積書(様式 6-1)

(F)見積明細書(様式 6-2)

※共同提案を行う場合、すべての構成事業者の(B)～(C)の書類を提出すること。

エ 企画提案書の作成は、A4 縦版(20 頁以内)、横書き、両面、文字サイズ 10.5 ポイント以上(図、表、画像を除く)、及び左右に 20mm 以上の余白を設定すること。なお、A4 サイズに収まらない場合は、A3 サイズまで可能とし、横折込とすること。

オ 提出書類は(A)～(F)の順序で製本し、インデックスを付けて正本 1 部(代表者印押印のもの)、副本 10 部(正本の写し)を提出すること。

(8) 審査方法等

ア 委託候補者審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの実施にあたり、委託候補者の審査委員会を設置する。

イ 審査、審査項目及び審査の視点

本プロポーザルの審査は、プレゼンテーション審査により審査委員会の各委員が評価を行うものとする。また、審査項目及び審査の視点については、審査基準(別紙)のとおりとする。なお、配点については非公表とする。

ウ プレゼンテーション審査

(A)各委員が付した評価点が総合計の 6 割に満たないものは、たとえ事業者が 1 者の場合であっても委託候補者として選定しない。

(B)審査として、企画提案プレゼンテーションの評価を行い、最も高い評価点を付した委員の数が一番多い事業者を委託候補者として選定する。

(C)上記(B)の事業者が複数であった場合は、評価点の合計点数の高い事業者を委託候補者として選定する。

(D)上記(C)の評価点が高点の事業者が複数であった場合は、くじ引きで決定する。

(9) プレゼンテーション審査の実施

提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

ア 日時:令和 7 年 5 月 16 日(金)

イ 場所:さくら市役所第二庁舎第 1 会議室

[住所] 栃木県さくら市氏家 2771 番地

ウ 開始時間:後日通知する。なお、順序は企画提案書提出順とする。

エ 所要時間:準備 10 分

プレゼンテーション 20 分

質疑 10 分

オ 内容:企画提案書の説明

カ 参加人数:3 名までとする。

キ 使用機器:PC は参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは本市において準備する。

ク 当日使用する資料は企画提案書のみとし、追加の資料は認めない。

6 契約手続

仕様書及び委託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、さくら市財務規則に基づき契約を締結する。

企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、委託候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより委託料上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

7 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格とする。

ア 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 選考の公平性を害する行為があった場合

エ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合

8 その他留意事項

ア 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。

イ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合その他必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。

ウ 提出された書類は、返却しないものとする。

エ 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。

オ 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。

カ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、さくら市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。

キ 審査に対する審査請求はできないものとする。

